# 地域再生計画

- 1.地域再生計画の名称 都市と農村が調和した魅力あるまちづくり計画
- 2. 地域再生計画の作成主体の名称 熊本県、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町
- 3. 地域再生計画の区域 熊本県上益城郡御船町、益城町及び甲佐町の全域

#### 4.地域再生計画の目標

益城町、甲佐町及び御船町は、熊本県の中央部に位置し、雄大な九州山地と緑川水系の湧水など緑と水が豊富で、熊本市に隣接して人口が増加している都市部から、豊かな自然が残り農林業を主な産業としている農村部までの変化に富んだ地域である。

都市部は、熊本市のベッドタウン化により都市化が進み、道路や上下水道といった 都市基盤整備が急務となっており、農村部では、少子高齢化が他地域より早いペース で進み、耕作放棄地の増大、手入れ不足の森林の増加及び地域の担い手不足などが課 題となっている。

このように二極構造化している本地域の活性化の鍵となるのは、まず農村部においては、広域農道・林道の整備を行い農産物流通及び森林施業の効率化により農林業の振興を図ることであり、都市部においては、今後も続く人口増をスムーズに地域活力の向上につなげるために、小中学校の通学路となる町道の整備など都市化に対応した道路整備により新定住圏としての快適に安心して暮らせるまちづくりを進めることである。

また、都市と農村を効率的に連結させる基幹的道路の整備により、双方の人々の交流を促進し、お互いの生活・文化の良いところを取り入れて、「人・もの・情報」が絶えず循環する社会を生み出すことで、農林業や自然、歴史、文化を通じ都市に住む人にとって「より良い余暇」を過ごすことができるゆとりある生活の実現や、都市と農村の共生・対流により地域経済の活性化を図るなど、都市と農村が調和した魅力あるまちづくりを推進する。

このため、熊本空港、九州縦貫自動車道益城熊本空港インターチェンジ及びグランメッセ熊本など流通拠点を有する地理的特性を活かして、地域の重要なインフラである道路及び農林道の一体的な整備を行い、効率的で快適な道路ネットワークを構築するとともに関連事業を総合的に行うことにより、都市と農村の交流を活性化し、地域の一体的発展・再生を図る。

(目標1)農林業の振興(間伐実施面積の20%増加)

(目標2)道路、農林道整備によるアクセス改善(甲佐町役場から高速 IC・空港へのアクセス 10 分短縮)

(目標3)安心・安全で快適な道路整備(危険箇所ポイントをゼロにする)

#### 5.目標を達成するために行う事業

# (5-1)全体の概要

甲佐町、御船町及び益城町を結ぶ「上益城平坦地区広域農道」を集中的に整備することにより、農業振興・農産物の物流効率化を図るほか、甲佐町にある「林道広瀬線」開設・舗装を行うことにより森林へのアクセスを確保し、森林施業の効率化と間伐遅

れとなっている森林を解消する。更にはモノの流れ(生産地から集出荷施設及び消費地までの農産物流通の効率化) ヒトの流れ(農村部住民の中心市街地へのアクセス)を活発化する。

また、甲佐町の小中学校の通学路となる「町道田口学校線」「町道中横田鶴線」「町道大町塔ノ木線」「町道作替内田線」「町道塔ノ木城平線」「町道下鶴塔ノ木線」の拡幅工事などを行うことにより、より安全・安心な道づくりを進める。益城町においては、基幹的な道路である「町道堤・黒石崎線」「町道農免道線」「町道大久保線」「町道中原線」「町道グランメッセ木山線」の拡幅工事などを行うことにより、熊本空港、九州縦貫自動車道益城熊本空港インターチェンジ及び熊本テクノ・リサーチパークへのアクセス改善を図る。

このように、市町村道及び農林道の一体的な整備を行い、効率的で快適な道路ネットワークを構築し、併せて中山間地域総合整備事業等を総合的に推進する。

## (5-2)法第4章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続きを了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面よる。

# [施設の種類(事業区域) 事業主体]

・町道(益城町、甲佐町) 益城町、甲佐町

・広域農道(甲佐町) 熊本県・林道(甲佐町) 甲佐町

## (手続きの経緯)

町道の路線認定年月日

・ 益城町道堤・黒石崎線: S37.6.29 認定
・ 益城町道農免道線 : S56.12.25 認定
・ 益城町道大久保線 : H17.9.16 認定
・ 益城町道中原線 : H17.9.16 認定

・ 益城町道グランメッセ木山線 : H17.12.20 認定

・ 甲佐町道田口学校線 : H1.4.1 認定 ・ 甲佐町道中横田鶴線 : S60.3.25 認定 ・ 甲佐町道大町塔ノ木線: S60.3.25 認定 ・ 甲佐町道作替内田線 : H13.6.26 認定 ・ 甲佐町道塔ノ木城平線: S60.3.25 認定 ・ 甲佐町道下鶴塔ノ木線: S60.3.25 認定

広域農道の土地改良法に基づく計画の確定年月日

· 上益城平坦地区広域営農団地農道整備事業: H16.4.13 変更計画確定 (S56.8.31 当初計画確定)

林道の地域森林計画への記載状況

・ H16 年度緑川地域森林計画変更計画書(緑川森林計画区)H16.4.1~H26.3.31 森林管理道広瀬線(路線コード:204A)

### 「事業期間 1

・町道(平成 17~21 年度)

- · 広域農道(平成 17~21 年度)
- ·林道(平成 18~21 年度)

### 「整備量及び事業費]

- ・町道 11.2km、広域農道 1.3km、林道 2.6km
- ・総事業費

町道 2,705,000 千円 (うち交付金 1,352,500 千円) 広域農道 691,950 千円 (うち交付金 345,975 千円) 林道 202,800 千円 (うち交付金 101,400 千円) 合計 3,599,750 千円 (うち交付金 1,799,875 千円)

# (5-3)その他の事業

・農業生産基盤の整備

中山間地域総合整備事業(広域連携型)を活用し、各種農業生産基盤の整備を 実施する(広域農道を地域の基幹的農道として位置付け)

・農道の整備

農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業及びふるさと農道緊急整備事業を活用し、広域的交流ルートとして一体的に農道整備を進める

・中山間地域等の多面的機能の維持・促進 中山間地域等直接支払制度を活用し、農村部での耕作放棄の発生を防止し、中山 間地域等の多面的機能を確保する

# 6. 計画期間

平成 17 年度~平成 21 年度

7.目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握し、達成状況に評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8.地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項該当なし

# 添付書類

地域再生計画の区域図 施設の整備箇所図 地域再生計画の工程表及びその内容を説明した文書 地域再生計画のイメージ図